

医療法人社団玉章会

力田病院すずがみね介護医療院の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団玉章会が開設する力田病院すずがみね介護医療院において行う介護医療院（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、入所者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、長期にわたる療養を必要とする入所者に対し、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、入所者、又は他の入所者の生命もしくは身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により、入所者の行動を制限しないものとする。

4 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 サービスを行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 力田病院すずがみね介護医療院

所在地 広島市西区鈴が峰町14番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医 師 1名

医師は、入所者の病状に照らし、妥当適切な検査、投薬、注射、処置を行う。

(3) 薬剤師 1名

薬剤師は、入所者を定期的に、巡回し、医師によって処方された医薬の種類等を適切に説明・供給する。

- (4) 理学療法士 1名以上、作業療法士 1名以上、言語聴覚士 1名以上
理学療法士等は、入所者の心身の諸機能の維持回復をはかり、日常生活の自立を助けるため必要に応じて理学療法その他のリハビリテーションを計画的に行うものとする。
- (5) 管理栄養士 1名
栄養状態及び嗜好調査をもとに、適切な食事の提供に努める。
- (6) 看護職員 10名以上
看護職員は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行うものとする。
- (7) 介護職員 12名以上（内介護福祉士10人以上）
介護職員は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に入所者の病状に応じ医学管理下における介護を行うものとする。
- (8) 介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。
- (9) 放射線技師 1名
放射線技師は、医師の指示により入院患者の放射線検査業務に従事する。

（入所者の定員）

第5条 施設の定員は60名とする。全室4人部屋（多床室）
2 前項で定める入所者の定員及び病室の定員を越えてはならない。

（施設サービスの内容）

第6条 入所者に対する施設サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 診察及び看護
- (2) 施設サービス計画の作成
- (3) 機能訓練
- (4) 医学的管理下における介護
- (5) 食事の提供及び栄養ケアマネジメント
- (6) レクリエーション
- (7) 入所者及びその家族への指導及び相談援助
- (8) その他入所者に対する便宜の提供

（利用料及びその他の費用の額）

第7条 施設サービスの費用は、厚生労働大臣が定める介護保険告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2割若しくは3割の額とする。
2 前項に定めるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 入所者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
- (2) 理容代（1,500円）（税別）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当であるもの。
 - (4) 居室費及び食事代を徴収する。＊詳細は負担金説明書追加文書による。
- 3 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、両者の同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、施設サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 機能訓練室を利用する場合には、必ず看護師に申し出て、理学療法士等と打ち合せ後、機能訓練室にて、理学療法士等の指示に従って、訓練を行う事とする。無断使用は、事故のもとであり、厳禁とする。
- (3) 浴室を使用する際には、看護師を通じて医師の了解を得てのみ、使用可とする。
- (4) 面会時間、消灯時間等々、施設が定めた時間割を厳守し、患者同士のいさかいや、迷惑行為は慎むこと。
- (5) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、非常災害に備えるため、毎年6月及び12月に避難・救出及び消火訓練を行う。

- 2 従業者は、常に災害事故防止と入所者の安全確保に努めるものとする。
- 3 管理者は、防火管理者を選任するものとし、防火管理者は、定期的に消防用設備等を点検するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

第11条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。なお、具体的な運用は以下の通りとする。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施等、身体的拘束等廃止のための体制の整備。
- (2) 身体的拘束等の必要性(切迫性、非代替性、一時性)を判断するための具体的な手順の明記。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、入所者等又はその家族への説明。
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての入所者等又はその家族への説明。
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録の作成。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 施設は、従業者の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべく、全従業者より誓約書の提出を義務付ける。
- 5 従業者は、入所者のプライバシーを最大限に尊重し、様々な支援の中で「自分のプライバシーは守られている」と感じられる方法をもって信頼感と安心感を与えるなければならない。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、法人の理事及び管理者、看護師長等関係者会議により協議し、定めるものとする。

令和7年3月1日
広島市西区鈴が峰町14番20号
医療法人社団 玉章会
理事長 中本恭代

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年3月1日に改訂。